

知的財産権 制度の紹介

2010年5月19日

Rita特許事務所

<http://www.rita-pat.com>

野中 剛

t-nonaka@rita-pat.com

私たちの身の回りのアイデア、デザインなど

私たちの暮らしの中にはたくさんものがありますが、これらは様々なアイデアやデザインなどをもとに作られています。

人のアイデアなどが今の便利で快適な暮らしを支えてくれているのです。

音量を変えたり、細かい音源を設定して演奏することができます。



鉛筆等の文房具を入れる他にメモ用紙もついているのでその場でメモを取ることができます。



電話で話す他にも、カメラの機能がついていたり、メールを送信できたり、様々なことができます。

1枚ずつはがして貼ることができます。



鉛筆の後ろに消しゴムがついています。



腰に負担がかからないようにマットレスにバネが入っていたり、お年寄りが起きやすいように自動的に起き上がるような機能もあります。



持ち歩きしやすいコンパクトなデザインが多く、自動的にシャッターが切れたり、ピントを合わせたりすることができます。

私たちの「知的財産を守ってくれる制度」

アイデアやデザインなどを勝手に使われたり、まねされたのでは、新しいものを創造しようという創作者の意欲が失われてしまいます。

また、商品やサービスにつけるマーク(目印)を勝手にまねされたのでは会社の信用問題になりまねません。そこで、こうしたアイデアやマークを守るルールが特許、実用新案、意匠、商標の各制度です。



技術を守る ～特許制度の役割～

私たちの社会では、新しいものが次々と開発され、世の中の役に立っています。

これらの技術開発によって生まれたアイデアや発明を、財産として守ってくれるのが「特許権」という知的財産権です。

特許制度は、発明者に発明の独占を認める一方で、その代わりにその発明を公表して、それをヒントに新たな技術開発を促進する制度です。

皆さんが使っている携帯電話もたくさんの発明によってどんどん小型で便利なものになり、意までは沢山の人が持つようになり、私たちの生活には欠かせない物になりました。

まさに、特許制度は日本の経済成長を支えている柱の一つと言えます。



デザインを守る ～意匠制度の役割～

商品のデザインは、私たちのニーズやトレンドを先取りするかのように時代とともに変わってきています。

個性的なデザインほど商品の売れ行きを左右することがよくあります。

しかし、魅力のあるデザインになってくると、まねされやすいということがあります。

この商品のデザインを財産として守ってくれるのが「意匠権」という知的財産権です。



ブランドを守る ～商標制度の役割～

私たちが商品の購入やサービスを利用する時、商品等の「名前」や「マーク」を一つの目印として選んでいます。

この商品やサービスの信用を積み重ねることによって、「信頼がおける」「安心して買える」というブランドイメージが増していきます。

しかし、「名前」や「マーク」を勝手にまねられて、品質が悪いものが出てくれば、ブランドイメージ自体は低下するでしょう。

この商品やサービスに付ける「名前」や「マーク」を財産として守ってくれるのが「商標権」という知的財産権です。



特許権を取るには？

出願

明細書(文章や図)と願書(住所等)を書きます。

特許庁の出願窓口申請します。(郵送やパソコンでの出願も可能です。)
※弁理士に手続を頼む方法もあります



公開

刊行物(公開公報)で出願の内容が公開されます。

※インターネットでも掲載されるので今までどんな発明が出願されたかを簡単に調べることができます。

※出願しただけでは特許は取れません!



審査

「審査請求」という手続をして出願内容の審査を受けます。
審査に合格すると登録の通知(特許査定)が送られてきます。
※不合格の場合には拒絶理由が通知されるので、指摘された部分を直せば合格することもあります。



登録

特許料を納付

「特許原簿」に登録

「特許権」発生、「特許公報」発行

拒絶

審査官の審査に不服があれば、
審判を請求することができます。



注1:

出願が完了するまでは、守秘義務の無い第三者に発明の内容を見せないで下さい。
(特許要件の一つである新規性を喪失します)

注2:

出願しただけでは、特許権者ではありません。審査をパスして登録されないと特許権者にはなりません。

権利はどう違うの？ ～特許っていくらでとれるの？～

	特許	実用新案	意匠	商標
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の形状・構造に関する考案	物品のデザイン	商品・サービスのマーク・名前
審査	有り (審査請求要)	無し	有り	有り
権利の存続期間	出願日から最長20年	出願日から最長10年	登録日から最長20年	登録日から10年 (更新可能)
特許庁への手続費用	約20万円 3年目の登録料まで	約2万円 3年目の登録料まで	約4万円 3年目の登録料まで	約5万円 10年分の登録料まで 商品区分:1つ

注:特許庁への手続費用は、弁理士に支払う手数料を含みません。
 弁理士に支払う手数料は事務所ごとに異なりますし、
 案件の難易度によって大きく変動します。

いろいろな知的財産

知的財産にはいろいろな種類のものがあります。

例えば、新機能搭載のロボットやその組立方法などのように独創的な新技術は「発明」と呼ばれます。

日用品の改良などのちょっとした発明は「考案」と呼ばれます。

工業製品のデザインは「意匠」と呼ばれます。

商品の名前などは「商標」と呼ばれます。

音楽や映画、小説・絵画などは著作物と呼ばれます。

これらの知的財産は「知的財産に関する法律」で守られています。

発明は特許法で「特許権」として、考案は実用新案法で「実用新案権」として、商標は商標法で「商標権」として、著作物は著作権法で「著作権」としてそれぞれ守られています。

このうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つを産業財産権といい、産業の発展を目的とした権利として、特許庁で扱っています。

著作権は文化の発展を目的とする権利で文化庁で扱っています。

知的財産権 (産業財産権に加えた広い範囲)

産業財産権

- 特許権 (特許法)
- 実用新案権 (実用新案法)
- 意匠権 (意匠法)
- 商標権 (商標法)

- 著作権 (著作権法)
- 回路配置権 (半導体集積回路の回路配置法)
- 育成者権 (種苗法)
- 商品表示・商品形態 (不正競争防止法)
- 商号 (会社法・商法)

Q & A

Q1: 特許と実用新案の違いは？

A1: 特許－発明、実用新案－考案と用語は違いますが、いずれも「技術的思想の創作」を保護する点で共通しています。

良く、レベルの高いアイデアは特許で、レベルの低いアイデアは実用新案でという考えを聞きますが、正しくはありません。

法律でも「高度の」という言葉の有無がありますが、実質的な意味はありません。

それよりも、

実体審査を行って審査官が特許性の有無を判断してくれる特許と、

実体審査を行わないで進歩性などの登録要件に不備があっても登録される実用新案権という観点で違いを理解しておくべきでしょう。

実用新案権では、差し止め請求や損害賠償請求といった権利行使が出来るシーンは限られるのですが、「実用新案権取得済み」というロゴを商品でアピール出来るので、一定の抑止力(はったり)になる可能性があります。

日本では、実用新案権制度を活用する方は多くないのですが、最長で10年間「実用新案権者」であることをアピール出来るこの制度を活用する方法はあると思います。

Q & A

Q2: 特許出願する時に弁理士はナニをしてくれるのか？

A2: 発明の理解、特許性の検討、権利範囲の広さの検討、特許明細書の作成などを行います。

但し、契約によっては、特許明細書の作成だけを請け負う場合もあります。

- ・発明を本質的に理解する作業(発明者が本質を理解していないことが多い)
- ・その発明に関連する先行技術文献の有無の調査
- ・先行技術文献との比較した特許性の検討
- ・特許性がありそうな権利範囲を考慮した特許明細書の作成
- ・改正法に対応した特許明細書や、拒絶理由応答の検討
- ・外国出願時の誤訳を回避するための表現の工夫

また、発明と事業との関連性を考え、特許出願すべきかどうかのアドバイスなどを行う場合もあります。

Q & A

Q3: 弁理士に頼らずに、特許明細書を自力で作成出来ますか？

A3: 発明に関連する技術分野の知識があり、文章力があれば、可能だと思います。

出願手続もルールに従って行えば可能です。

特許出願明細書作成をアシストするソフトウェアの紹介も可能です。

但し、先行技術文献との違い、法律で定められた記載要件を完全に理解することは非常に難しく、時間がかかります。

従って、社内の技術者や知財担当者のスキルアップを目的として、特許明細書作成を内製化する分には、時間はかかりますが、良い成果が得られると思います。

なお、ブログ (<http://tokyotokkyo.jugem.jp/>) では、私が考案した発明について、特許明細書を作成する過程や、国内出願や国際出願する過程を紹介しています。

ただし、拒絶理由通知を受けてから、弁理士に依頼する中途受任は途中から発明を理解するため割高になることが多いし、補正書などで修正不可能な不備があった場合の責任の所在が不明確になることもあります。

このため、コストダウンの観点から内製化を図ることは余り得策ではないと考えます。
(技術者や知財担当者の技術力アップに使うには非常に有効な考えだと思います)

特許明細書作成をアシストするソフト

各項目ごとに、内容を入力しておく
と、特許明細書フォーマットに従って、
段落番号や記載項目を付けた状態
の特許出願書類を作成してくれるソ
フトウェア。

但し、具体的な内容は自分で考える
必要があります。

例文として使えそうなファイルを保
存しておく、キーワード検索で、適
当な例文を引用して書く機能があり
ます(引用するだけなので、中身を
チェックする必要があります)。



注意！ 発明を言ったら、自動的に特許文書を作成してくれる訳ではありません。

Q & A

Q4: 特許出願に関する助成金など支援制度はありますか？

A4-1: あります。

(1) 特許料等の減免制度

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

個人・法人、研究開発方中小企業、大学を対象に、審査請求料などを減免する措置が受けられます。

(2) 先行技術文献調査支援

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/senkou_chousa.htm

個人・中小企業が出願人の場合には、出願後に先行技術文献を調査してくれる制度があります。審査請求を行う前に、ある程度の先行技術文献を把握し、特許性があるかどうかの見込みを立てることが出来ます。

Q & A

A 4 - 2 : 他にも色々な助成制度があります

① 東京都知的財産総合センター

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>

外国特許出願費用の助成事業

② 中小企業産業財産権制度活用支援事業

特許庁が企画提案書を公募するもので2010年度の募集は終了しました。

③ 自治体による知的財産権取得支援

江東区 <http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/sangyo/10200/25383.html>

荒川区 <http://sangyo.city.arakawa.tokyo.jp/industry/tizai/index.html>

台東区 <http://www.city.taito.tokyo.jp/index/064575/043698.html>

港区 http://www.minato-ala.net/guide/shien_c/shien_c12.html

板橋区 http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/019/019529.html

北区 <http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/004/000438.htm>

三鷹市 http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/004/004020.html

青梅市 <http://www.city.ome.tokyo.jp/shoko/tokkyo.html>

横浜市 <http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/tizai/jyosei.html>

海老名市

<http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1206315153344/index.html>

茅ヶ崎市

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/newsection/sangyou/tokkyo/tokkyo_hojo.html

Q & A

Q5: 商標登録出願する時に弁理士はナニをしてくれるのか？

A5: ネーミングの識別力有無の調査、類似する登録商標の有無の調査、実施する事業に関連する指定商品や指定役務の検討、商標登録出願願書の作成などを行います。

但し、契約によっては、商標登録出願願書の作成だけを請け負う場合もあります。

・指定商品が明確であり、類似商標などの調査が不要であれば、弁理士に頼らずとも比較的簡単に出願手続を行うことができます。

・ただし、数ヶ月後の審査結果を待たずに事業を始めたい場合には、ある程度、調査を行っておかないと、取り返しのつかない事態も起こり得ます。識別力調査、類似商標調査などは、商標の専門的な知識が無いと判断が難しいので、最初から弁理士に依頼しておいた方が安価で済むかもしれません。

Q & A

Q6: 発明を著作権で保護出来ますか？

A6: 実質的には難しいと思います。

コンピュータプログラムは、著作物として著作権で保護されますが、著作権の効力が及ぶのは、そのコンピュータプログラムを複製した場合に限られます。

そのコンピュータプログラムで動作する機能が似通っていたとしても、そのコンピュータプログラムとは別に独自に開発したものであれば、著作権の効力は及びません。

特許権は、複製だけでなく、同じ技術的思想であれば、それに効力が及びます。

Q & A

Q7: 国際特許ってありますか？

A7: ありません。

ある国で特許権を取得したい場合には、その国の特許庁に対して特許出願を行って権利化を目指す必要があります。

複数の国に出願する際の便宜を図るための制度として、パリ条約に基づく優先権制度とか、PCT国際出願制度などがありますが、最終的には、権利化を目指したい国ごとに特許性の有無を判断してもらう必要があります。

なお、欧州特許庁では、特許性の判断まで欧州全体で判断してくれる制度がありますが、特許査定後は、権利を取得したい国ごとに登録料支払いなどの手続を行う必要があります(いわゆる国際特許の感覚に近いかも?)。

Q & A

Q8: 職務発明ってなんですか？

A8: 会社に勤める従業員が会社の仕事として研究・開発した結果完成した発明のことを言います。

職務発明であれば、会社は従業員の許可をもらわなくても無償の通常実施権があるため自由に特許発明を実施することができます。

また、従業員から発明に関する権利を譲り受けることにより、会社が自ら特許権者となって特許発明を実施することも出来ます。

職務発明に限りますが、予め従業員の職務発明に関する権利を会社が譲り受けられるように決めておくこと(予約承継)も出来ます。

従業員が、職務発明に関して特許を受ける権利や特許権を会社に譲渡したときは、会社から職務発明の社内貢献に応じた「相当の対価」を受ける権利を有します。

「予約承継」や、「相当の対価」は、勤務規則などの社内規定で定めておくことが望ましいです。

関連URL情報

1.特許法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO121.html>

2.特許法施行規則

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35F03801000010.html>

3.情報提供制度について

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_tokkyo/tt1210-037_sanko2.htm

4.実用新案法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO123.html>

5.審査基準

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm

6.審査ハンドブック

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm

7.審判便覧

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/sinpan-binran_mokuji.htm

8.新規性喪失の例外Q&A

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/toiawase/faq/reigai-01.htm>

9.民法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M29/M29HO089.html>

10.職務発明制度に関するQ&A

http://www.jpo.go.jp/seido/shokumu/shokumu_q_a.htm